

泉北地域 5年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事項【大分類】		
具体的な取組【中分類】		
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの運用）	・大津川、槇尾川、牛滝川、石津川、芦田川のホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。
2	高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（高潮氾濫発生情報の運用）	高潮氾濫発生情報の伝達方法等について実災害や訓練等で運用の上、課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。
3	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの運用）	ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。
4	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 大津川流域広域タイムラインについて、災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。
5	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【市域・町域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い協議会で実施内容を共有する。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインについて、災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う仕組みを構築する。
6	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【コミュニティ】	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
7	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 大阪湾沿岸（泉州）高潮広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。
8	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【市域・町域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 浸水最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定を踏まえ、市・町域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し、協議会で実施内容を共有する。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難情報の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
9	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）【コミュニティ】	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
10	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。
11	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。

泉北地域 5年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

具体的な取組の柱	
事項【大分類】	主な取組内容【小分類】
具体的な取組【中分類】	
12 水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 洪水予報河川・水位周知河川以外のその他河川について、浸水想定区域の指定と合わせ新たに水位周知河川に指定する検討を行う。
13 ICTを活用した洪水情報の提供	【情報提供の拡大】 ・スマートフォン版のGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成 ・防災情報の用語や表現内容の見直し(国・気象台)
14 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。
15 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・高潮・土砂災害)	【避難確保計画作成の促進】 ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。 【避難訓練実施の徹底】 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる。
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
16 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う。
17 水害ハザードマップの改良、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施。 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成(更新)と周知】 ・市町は、王子川及び新王子川の想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成・周知する。 【土砂災害ハザードマップの作成(更新)と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知。 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる。 ・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施。 【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の高潮浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し周知を行う。 ・高潮ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。
18 防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の実施 ・出前講座などによる防災教育の推進 ・防災教育については継続して実施
19 共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援
20 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有
21 洪水予測や水位情報の提供強化 水位計・河川カメラの整備	・協議会の場等を活用して、水位計・河川カメラの設置について検討や調整を行い、順次整備を実施
22 応急的な退避場所の確保	・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】
事項【大分類】	具体的な取組【中分類】	
(2) 被害軽減の取組		
多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
23	市町村舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市町村舎の水害時の機能確保を実施する。
(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
24	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討の実施結果を共有 ・排水計画作成が必要となる地域を検討 ・排水計画の実施
25	流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック(調節池等)を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・利水ダムなどにおける事前放流の更なる推進
26	土地利用誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画における居住誘導区域の見直し及び防災指針の策定を行う。
(4) 防災施設の整備等に関する事項		
防災施設の整備等に関する事項		
27	堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川砂防・下水施設等の整備については、石津川、芦田川、王子川、大津川水系流域治水プロジェクトに基づき推進
28	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 【水門・樋門・防潮施設等の更新・高度化】 ・府管理の樋門、水門、防潮施設等の更新を実施。 ・府管理の水門等の遠隔監視化など機能高度化を実施。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 【樋門等操作規則策定】 ・下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する。
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
29	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象事業の周知
30	補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金(住宅・建築物安全ストック形成事業など)の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。